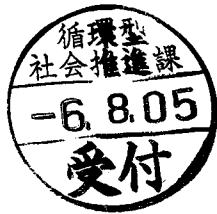


(第1面)

県外産業廃棄物の循環的な利用に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事 池田 豊人 殿



協議者 住所 香川県観音寺市大野原町福田原 241 番地 1
氏名 株式会社パブリック
代表取締役 三野 輝男

電話番号 0875-57-1200

循環利用計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		令和6年3月6日 5循環第253903号		
変更事項		変更前	変更後	
循環利用計画の変更の内容	循環的な利用の目的		節資源(化石燃料、木材の節約) 同左	
	循環的な利用の方法		再使用・再生利用・熱回収 同左	
	循環的な利用の概要		①廃プラ等は破碎・圧縮成形または圧縮梱包し固形燃料(RPF)、プラフラフに再生後、製紙業者等に売却、ボイラー燃料として使用される ②廃木材は破碎チップ化後、ボード製造会社、製紙業者等に売却、パーティクルボード原料、ボイラー燃料として使用される 同左	
	事業場の所在地		香川県観音寺市大野原町福田原 241 番地 1 同左	
	規則第6条第2項に規定する協議の適用の有無		有・無 同左	
	県外産業廃棄物	一般的な名称		別紙一覧のとおり 同左
		種類		廃プラスチック類・紙くず・繊維くず・木くず・ゴムくず 同左
		性状		別紙一覧のとおり 同左
		1年当たりの最大取扱量		RPF等原料 9,262.5 t/年 木チップ原料 2,925 t/年 同左
	県外排出事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名		別紙一覧のとおり 同左
住所又は所在地		別紙一覧のとおり 同左		
排出事業場		名称	別紙一覧のとおり 同左	
		所在地	別紙一覧のとおり 同左	

変更事項		変更前	変更後	
循環利用計画の変更の内容	施設の種類及び設置場所	①固形燃料化施設 ②圧縮設備 ③破碎設備 香川県観音寺市大野原町福田原 241番地1	同左	
	施設の処理能力	①固形燃料化施設 132 t/日 ②圧縮梱包施設 37 t/日 ③破碎施設 112 t/日	同左	
	施設の位置、処理方式、構造及び設備	施設の位置：施設の位置図参照 処理の方法：中間処理（固形燃料化、 圧縮、破碎） 構造：循環利用施設の図面参照 設備：①圧縮成型機3基 ②圧縮梱包機1基 ③破碎機1基	同左	
	循環的な利用に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	排ガス・排水は生じない 該当なし	同左 該当なし
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		該当なし	該当なし
	その他循環利用施設の構造等に関する事項		該当なし	該当なし
	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		該当なし	該当なし
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		該当なし	該当なし
	その他循環利用施設の維持管理に関する事項		廃棄物の飛散・流出防止については、建物内で取扱うので外部への飛散はないが、もし建物外に飛散した場合には、清掃を行い流出を防ぐほか、法律を厳守します。	同左
	放射性物質及びこれによって汚染された物の処理		有 ・ 無	有 ・ 無
県内で生じた廃棄物の循環的な利用の見込み（その種類、性状及び1年当たりの最大取扱量を記載すること。）		処理能力の範囲内 令和4年度処理実績（年間） RPF・フラフ原料 4,507 t 木材チップ原料 0 t 見込み RPF・フラフ原料 4,700 t 木材チップ原料 0 t	同左	

変 更 事 項			変 更 前	変 更 後
循環利用計画の変更の内容	再使用又は再生利用の場合	種 類	①固形化燃料 ②圧縮梱包品（プラフラフ） ③木材チップ	同左
		性 状	①固形バラ ②梱包品 ③固形バラ	同左
		1年当たりの最大製造量	①19,800 t/年 ②3,700 t/年 （計 23,500 t/年） ③33,600 t/年	同左
		再生品の性状に適合する日本工業規格その他の規格がある場合には、その名称及び内容	該当する規格なし	同左
		再生品の利用又は取引の見込み	①②③製紙工場において、ボイラーの燃料として利用される ③パーティクルボード原料	同左
	循環的な利用に伴い生ずる廃棄物	一般的な名称	針金・番線・ボルトナット・ホッチキス針・ガラス、コンクリート、陶磁器、がれき類	同左
		種 類	金属くず、ガラス、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	同左
		性 状	固形状	同左
		1年当たりの最大発生量	5.9 t/年	同左
		処 分 方 法	埋立処分、金属は売却	同左
県外産業廃棄物の種類又は性状を変更する場合には、変更後の循環的な利用又はそれに相当する行為の業務経歴			種類または性状の変更なし	
変 更 予 定 年 月 日			年 月 日	
変 更 の 理 由			排出事業者の社名変更に伴う変更	
規則第6条第2項に規定する協議の適用が有る場合				
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			—	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			—	
参 考 事 項				

備考

- 1 県外産業廃棄物の性状については、県外産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 その他循環利用施設の維持管理に関する事項については、循環利用施設において異常な事態が生じた場合の連絡体制を含めて記載してください。
- 3 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、第1面及び第3面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。